

# 組織・機構の改正について

## <組織・機構>

### 出納事務局の組織の見直しについて

※「愛知県第五次行革大綱」  
個別取組事項 9・79・86・154  
※「重点改革プログラム」  
重点改革項目 23

#### (1) 改正の背景

「出納事務局」については、現在、「管理課」、「調達課」及び「出納課」を設置し、会計管理者の権限に属する事務及び知事の権限に属する会計及び物品に関する事務を行っている。

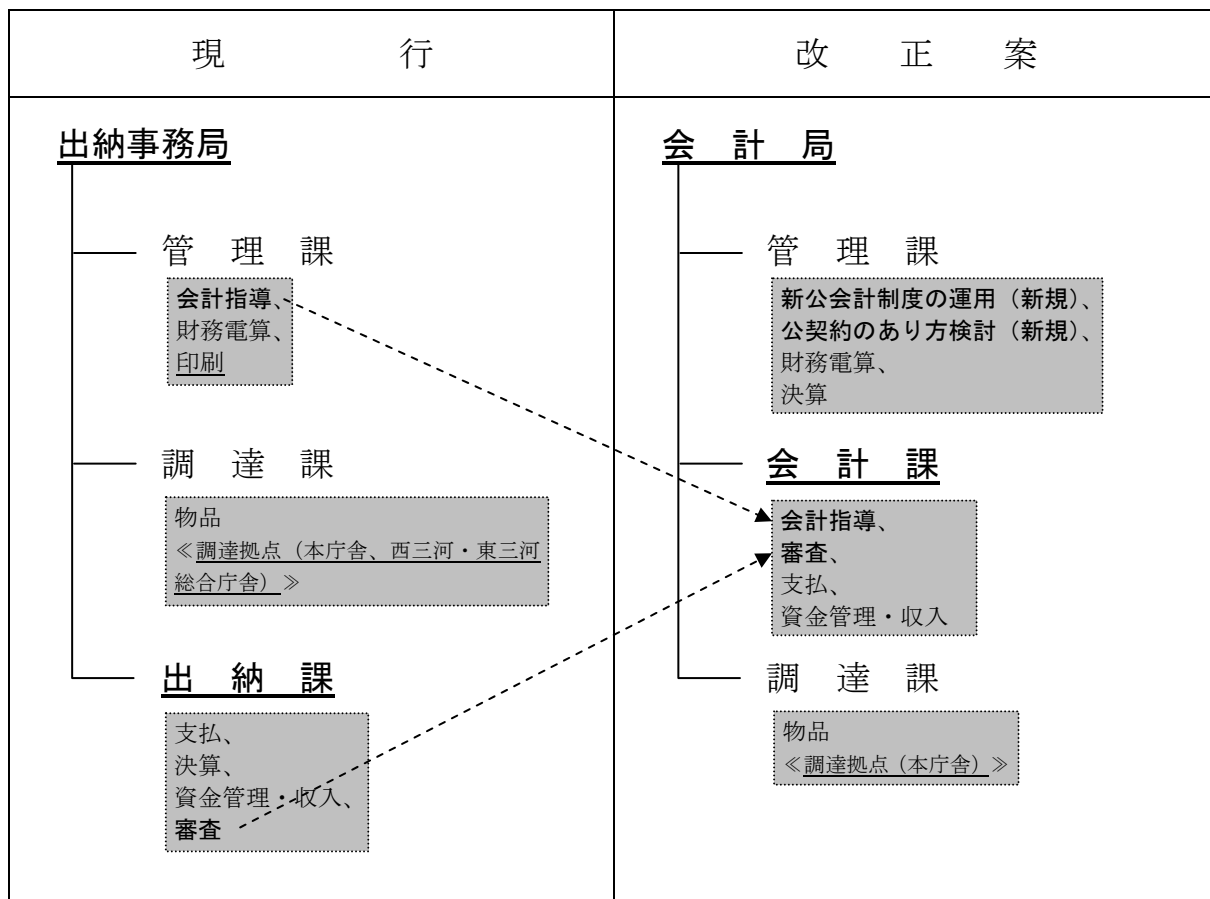
今回、新たに平成 25 年度から導入される「新公会計制度」の運用及び「公契約のあり方」の全庁的な検討・調整等を一元的に所管することなどにより、全庁の会計事務のより適正な執行を確保するため、「出納事務局」の組織体制を見直す。

#### (2) 改正の内容

平成 25 年 4 月 1 日から、「出納事務局」を「会計局（仮称）」に、「出納課」を「会計課（仮称）」に組織改正し、以下のとおり組織の機能強化等を図る。

- ① 「新公会計制度」の運用を関連性が高い財務電算システム事務や決算事務と一元的に「管理課」が所管し、「新公会計制度」の円滑な導入を図る。
- ② 「公契約のあり方」に係る全庁的な検討・調整を推進するため、「管理課」の企画調整機能を強化する。
- ③ 会計事務の指導と審査を一元的に「会計課（仮称）」が所管し、両事務の連携を強化・充実する。
- ④ 「調達課」の 3 か所の物品調達拠点（本庁舎、西三河・東三河総合庁舎）を本庁舎に集約する。
- ⑤ 「管理課」が所管してきた印刷業務を平成 24 年度末をもって廃止する。

◆組織の新旧比較◆



(上記組織図では「(仮称)」を省略。)